

石巻市監査委員告示第8号

令和5年3月29日付け石巻市監査委員告示第5号で公表した教育委員会の定期監査結果報告について、石巻市教育委員会教育長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和5年4月28日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

4石教総第216号  
令和5年4月28日

石巻市監査委員 堀内賢市 殿  
石巻市監査委員 清水俊雄 殿  
石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市教育委員会  
教育長 宋戸健悦

監査結果に係る措置について

令和5年3月29日付け石監第21号で指摘のあったこのことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

指摘事項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>学校教育課 （特別支援教育共同実習所） 【団体管理事務】（令和3年度） 石巻管内特別支援学級後援団体連絡協議会における事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、公金の取扱いに準じて適正な出納事務を行うこと。</p> <p>ア 支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払と認められる。</p> <p>(7) 会議費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支出内容 連協役員会におけるお茶代として</li><li>・金額 861円</li><li>・支出伺 令和3年10月27日</li><li>・支払日 令和3年10月26日（領収書日付）</li><li>・預金払出日 令和3年11月4日</li></ul>	<p>学校教育課 （特別支援教育共同実習所） 【団体管理事務】（令和3年度）</p> <p>ア 御指摘のありました事項につきましては、立替払いが今後行われることがないように、所属職員に周知徹底を図ったほか、適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>なお、急を要する支出が見込まれる場合には、公金に準じた資金前渡払いを活用し、団体経理において立替払いが行われないよう再発防止に向けて、常に細心の注意を払ってまいります。</p>

<p>(イ) 会議費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 連協役員会におけるお茶代として</li> <li>・金額 861円</li> <li>・支出伺 令和4年3月16日</li> <li>・支払日 令和4年3月15日 (領収書日付)</li> <li>・預金払出日 令和4年3月16日</li> </ul> <p>イ 上記(ア)(イ)の購入時に職員個人のカードにポイントが付与されていた。これは、職員が準公金を取り扱うことで私的な利益を得たことになる。石巻市職員倫理規定第3条第4号では、「職員は、常に公私の別を明らかにし、いやすくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。」と規定されており、本事案は不適切である。</p> <p>監督者は所属職員の公務員倫理意識の向上と法令遵守を図るとともに、公金及び準公金の取扱上の任務と責任について周知徹底を図るなど、再発防止策を講じること。</p> <p>(ア) 会議費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年10月26日(領収書日付)</li> <li>・付与されたポイント 3ポイント</li> </ul> <p>(イ) 会議費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年3月15日(領収書日付)</li> <li>・付与されたポイント 30ポイント</li> </ul>	<p>イ 御指摘のありました(ア)、(イ)の支払いに関しましては、団体の活動及び実施事業の詳細を把握、管理していれば、立替払い及びポイント付与がなかった案件だったと考えられます。</p> <p>今回の指摘を受けて、所属職員に再発防止に向けて周知徹底を図ったほか、オフィス用品カタログからの発注に切り替える等、再発防止策を講じております。</p>
<p>中央公民館</p> <p>【団体管理事務】(令和3年度)</p> <p>高齢者教室「石巻つくも大学」における事務において、立替払による支出が見受けられたので、公金の取扱いに準じて適正な出納事務を行うこと。</p>	<p>中央公民館</p> <p>【団体管理事務】(令和3年度)</p> <p>御指摘のありました事項につきましては、今後立替払いが行われる事が無いよう所属職員に周知徹底したほか、適正な事務処理に努めるとともに、支出調書ごとに通</p>

<p>ア 学習会費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 つくも大学 1月学習会講師用茶菓代</li> <li>・金額 1,241円</li> <li>・支出伺 令和4年1月13日</li> <li>・支払日 令和4年1月12日 (領収書日付)</li> <li>・預金払出日 令和4年1月13日</li> </ul> <p>イ 会議費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 令和3年度第4回運営委員会お茶代</li> <li>・金額 4,010円</li> <li>・支出伺 令和4年3月4日</li> <li>・支払日 令和4年2月26日 (菓子950円 領収書日付)</li> <li style="padding-left: 2em;">令和4年3月3日 (饅頭1,500円 領収書日付)</li> <li style="padding-left: 2em;">令和4年3月4日 (お茶1,560円 自販機購入)</li> <li>・預金払出日 令和4年3月3日</li> </ul>	<p>帳から引き出した日(通帳の確認)と、事業者を支払った日を所属長がチェックすることとしました。</p> <p>なお、急を要する支出が多く見込まれる場合には、公金に準じた資金前渡払いを活用し、団体経理において立替払いが行われないよう再発防止に向けて、常に細心の注意を払ってまいります。</p>
<p>蛇田公民館</p> <p>【団体管理事務】(令和3年度)</p> <p>くらしの教室「明笑大学」における事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、公金の取扱いに準じて適正な出納事務を行うこと。</p> <p>ア 支払日(領収日付)以降に預金から払出した例があり、立替払と認められる。</p> <p>(ア) 事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 皆勤賞記念品代として</li> <li>・金額 20,999円</li> <li>・支出伺 令和4年2月28日</li> <li>・支払日 令和4年2月25日</li> </ul>	<p>蛇田公民館</p> <p>【団体管理事務】(令和3年度)</p> <p>ア 御指摘のありました事項につきましては、今後立替払いが行われる事が無いよう所属職員に周知徹底したほか、適正な事務処理に努めるとともに、支出調書ごとに通帳から引き出した日(通帳の確認)と、事業者を支払った日を所属長がチェックすることとしました。</p> <p>なお、急を要する支出が多く見込ま</p>

<p style="text-align: center;">(領収書日付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金払出日 令和4年2月28日</li> </ul> <p>(イ) 事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 事務用品代 (封筒、ポリ袋等)</li> <li>・金額 1,159円</li> <li>・支出伺 令和4年2月28日</li> <li>・支払日 令和4年2月26日 (領収書日付)</li> <li>・預金払出日 令和4年2月28日</li> </ul>	<p>れる場合には、公金に準じた資金前渡払いを活用し、団体経理において立替払いが行われないよう再発防止に向けて、常に細心の注意を払ってまいります。</p>
<p>イ 次の用品購入時に、団体預金から払出した現金ではなく、職員個人のカードで購入し、ポイントが付与されていた。これは単に立替払をただけではなく、職員が準公金を取り扱うことで私的な利益を得たことになる。石巻市職員倫理規定第3条第4号では、「職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。」と規定されており、本事案は不適切である。</p> <p>監督者は所属職員の公務員倫理意識の向上と法令遵守を図るとともに、公金及び準公金の取扱上の任務と責任について周知徹底を図るなど、再発防止策を講じること。</p> <p>(ア) 事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 第4回運営委員会用お茶代として</li> <li>・金額 1,022円</li> <li>・支出伺 令和4年3月17日</li> <li>・支払日 令和4年3月17日 (領収書日付)</li> </ul> <p>(※職員個人のカードで支払)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金払出日 令和4年3月17日</li> <li>・付与されたポイント 4ポイント</li> </ul>	<p>イ 御指摘のありました事項につきましては、所属職員に対し公務員倫理意識の向上と法令遵守を図るとともに、公金及び準公金の取扱上の任務と責任について周知徹底を行いました。</p> <p>なお、再発防止策として職員個人のカード等を使用しないように強く指導を行いました。</p>

